

第 2 2 号議案

ふじみ野市障害児就学支援委員会条例の一部を改正する条例

ふじみ野市障害児就学支援委員会条例（平成 2 5 年ふじみ野市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ふじみ野市教育支援委員会条例

第 1 条中「ふじみ野市障害児就学支援委員会」を「ふじみ野市教育支援委員会」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市障害児就学支援委員会の名称を変更するため、ふじみ野市障害児就学支援委員会条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。